

- ・①商号又は名称、②代表者又は個人、③役員、④事務所、⑤政令第2条の2で定める使用人、⑥専任の宅地建物取引士 に変更があった場合、**30日以内**に変更届出書類の提出が必要です。同様に、従業者の異動（入社・他部門から異動、退社・他部門へ異動、事務所間異動、氏名の変更、主たる職務内容の変更 など）があった場合も、**30日以内**に従業者異動届出書類の提出が必要です。その期間内に提出ができず、30日を超えて提出した場合、当該書類の提出が必要となります。
- ・このひな形によらなくてもよいですが、「遅延理由説明及び今後の申請期限の遵守を誓約する旨の記載があるもので、記名があるもの」が必須となります。

遅延理由説明書（変更届出、従業者異動届出）

宮崎県知事 殿

私は、

①宅地建物取引業者名簿記載事項の変更

- 商号又は名称
- 代表者又は個人
- 役員
- 事務所
- 政令第2条の2で定める使用人
- 専任の宅地建物取引士

● 該当する事項全てにチェック(✓)を入れること。

② 従業者の異動

に当たり、期限までに届出を行いませんでした。

○ 遅延の理由

● 具体的な理由を記入（「業務多忙」などは理由にならない）。書類提出の主体は業者であることに留意。

就任した役員に、登記されていないことの証明書の取得指示を失念しており、その取得に時間を要したため。

従業者及び書類の管理が不十分で、届出を失念していたため。

今後は、宅地建物取引業法及び関係法令にしたがい、各種申請・届出の期限を遵守することを誓約します。

令和元年12月15日

● 日付は受付日。変更届出書、従業者異動届出書の届出日と同日。

● 変更届出書、従業者異動届出書の届出者と同一内容を記入。

免許証番号 **45 (1) 9134** 号

商号又は名称 **株式会社◇◇開発**

主たる事務所の所在地 **宮崎県小林市細野367-2**

氏名

代表取締役 野尻 須木